

# FAI国際滑空記章交付規程

一般財団法人 日本航空協会

制定:1967(S42)年3月1日

改定9:2019(H31)年1月1日

日本航空協会(JAA)は、国際航空連盟(FAI)正会員(NATIONAL AIRSPORT CONTROL:「NAC」)の資格に基づき、FAIスポーティングコードセクション3クラスD(滑空機)(以下「セクション3」という)に準拠してこの規程を制定する。

## 1. 目的

この規程は、セクション3に定めるFAI国際滑空記章(以下「国際滑空記章」という)について、課題飛行成績の証明、記章及び認定証の交付に必要な手続きに関する事項を定め、公正にして円滑な実施をはかると共に、我が国の航空スポーツにおける滑空スポーツの奨励をはかることを目的とする。

## 2. 国際滑空記章の種類及び形状

2.1 国際滑空記章は、次に掲げる7種とする。材料は純銀とする。

2.1.1 銀章:青地に白鷗3羽の円型記章に銀色葉環のついたもので、形状は図1のとおりとする。

2.1.2 金章:青地に白鷗3羽の円型記章に金色葉環のついたもので、形状は図1のとおりとする。

2.1.3 ダイヤモンド距離章 : 銀章または金章葉環上の図2の位置にダイヤモンドをはめ込んだものとする。

2.1.4 ダイヤモンド目的地章: 銀章または金章葉環上の図3の位置にダイヤモンドをはめ込んだものとする。

2.1.5 ダイヤモンド高度章 : 銀章または金章葉環上の図4の位置にダイヤモンドをはめ込んだものとする。

注記:2.1.3~2.1.5(以下シングルダイヤモンド章と称す)は、銅章の者が課題達成しても、当人が銀章または金章を取得するまで認定できない。但し、後日の記章認定のために4.6の申請期限内に飛行成績証明を取得しなければならない。銀章あるいは金章申請時にシングルダイヤモンド章申請を行う。

2.1.6 3ダイヤモンド章 : 銀章または金章葉環上に、3個のダイヤモンドをはめ込んだものである。取得時に所有している銀章か金章かで台材の色が決まる。銅章(国内章)の者が課題を達成しても、当人が銀章または金章を取得するまで認定できない。銀章あるいは金章申請時に3ダイヤモンド章申請を行う。記章の形状は図5のとおりとする。

2.1.7 750km以上章 : 銀章または金章の下部に達成距離表示(750Km以上250Km毎)台座を設けた記章である。当章取得時に所有している銀章か金章かで台材の色が決まる。上部台座の図2~4の位置に既取得ダイヤ

モンドをはめ込む。形状は図6のとおりとする。

注記：3ダイヤモンド章ならびに750Km以上章には、FAIより認定証が発行され、同時に登録番号も付与される。国内の取扱いとして、記章裏面ならびに航空協会発行の認定証に、FAI登録番号と国内登録番号を表示する。

## 2.2 記章のデザイン

製作する台材は3. 1に従う。

図 1

銀/金章



図 2

ダイヤモンド距離章



図 3

ダイヤモンド目的地章



図 4

ダイヤモンド高度章



図 5

3ダイヤモンド章



図 6

750Km以上章



該当距離を打刻

## 3. 記章取得のための条件

### 3.1 挑戦者の資格

日本滑空記章(国内記章)の銅章を保有する者、又は同等の技能を有すると日本滑空協会(以下「JSA」)が認める者。但し、銅章の者は3.4～3.8について飛行成績証明(FAI登録番号を含む)を取得することはできるが、記章の認定は銀章または金章を取得するまで待たなければならない。

挑戦者は単独飛行で課題を達成しなければならない。

### 3.2 銀章 : 下記3つの記録を達成した場合

- (1)直線距離 50Km以上
- (2)滞空時間 5時間以上
- (3)獲得高度 1,000m以上

### 3.3 金章 : 下記3つの記録を達成した場合

- (1)距離 300Km以上
- (2)滞空時間 5時間以上
- (3)獲得高度 3,000m以上

### 3.4 ダイヤモンド距離章 : 距離 500Km以上

### 3.5 ダイヤモンド目的地章 : 飛行宣言に従った300Km以上の往復または三角コース目的距離

### 3.6 ダイヤモンド高度章 : 獲得高度 5,000m以上

3.7 3ダイヤモンド章 : 上記 3.4、3.5、3.6を全て達成した場合。

3.8 750Km以上章 : 750Km章 距離 750Km～999Km  
1,000Km章 距離 1,000Km～1,249Km  
1,250Km章 距離 1,250Km～1,499Km  
1,500Km章 距離 1,500Km～1,749Km  
等 250Km刻み

3.9 新しい課題や、記章が追加された場合は、当該事項を記載したセクション3が発行された日付以降の飛行に適用される。

#### 4. 飛行成績証明

飛行成績証明の目的は、課題飛行がセクション3に基づいて達成されたことをNACとして証明し、複数課題で得られる記章の個々の達成課題記録を記章取得まで保存すること、または記章取得資格の無い時に達成した課題記録を記章取得まで保存することであり、そのために飛行成績証明カードを発行する。

単一課題記章の場合は4.5のとおり飛行成績の内容を記章認定証に記載する。

国際滑空記章課題飛行の成績は、次に定める手続きにより、日本航空協会会長(以下「JAA会長」という)が飛行成績証明したものでなければならない。公式立会人は、課題飛行がセクション3に従って適正に達成されたことを証明できる(国際滑空記章記録適合証明・様式2表面の下半分、飛行証明・様式2裏面)。

4.1 国内で課題飛行に挑戦する場合、機長は飛行前にJAA会長の認定をうけた公式立会人に立会いを依頼し、飛行証明のための十分な打ち合わせを行わなければならない。但し、1,000m高度飛行ならびに滞空時間についてはJSA会長の認定をうけた日本滑空記章試験員も立ち会うことができる(以下、1,000m高度、滞空時間の飛行に立ち会った試験員を含め公式立会人と称す)。

4.2 海外で課題飛行に挑戦する場合、機長はセクション3に従い、飛行場所を管轄する国のNACが認定した公式立会人に、飛行立会いならびに飛行証明発行を依頼する。

4.3 機長は、公式立会人の直接立会のもとで、飛行の宣言、自記高度計(バログラフ) やフライトレコーダー(Global Navigation Satellite System Flight Recorders、以下「GNSS Flight Recorders」)の用意等、飛行前に必要な準備を行う。

4.4 機長は、飛行を終了した場合、すみやかに当該飛行の証明及び証拠を公式立会人に提出し審査を受ける。

4.5 公式立会人は課題飛行を達成したことを確認した場合、飛行証明書「飛行成績証明申請書(様式-2)の裏面」に所定の事項を記入署名捺印し、飛行が適正に為されたことを証明するとともに、国際滑空記章記録適合証明書「飛行成績証明申請書(様式2)の下段」に審査結果を記入署名して課題飛行達成を証明し挑戦者に飛行成績証明申請書を渡す。挑戦者は渡された申請書に本人が記入すべき事項を記入しJAA会長に提出する。JAAは複数課題で得られる記章

の個々の達成課題の場合は飛行成績証明カード(様式1)を発行し、単一課題の場合は記章認定証に飛行成績内容を記載して発行する。また、JAAは飛行課題毎に成績承認順の管理番号を付し記録に留める。但し、銅章のものが達成した単一飛行課題の成績証明は5.4参照。

4.6 本規程5.5項の申請は、国内で飛行を行った日から6ヶ月以内に申請しなければならない。海外で課題飛行を達成した場合は、飛行した国のNACが発行した飛行証明をJAAが受領し、課題飛行適合を確認した日から6ヶ月以内に飛行成績証明申請書/記章申請書を提出しなければならない。

4.7 飛行成績証明申請書(様式2)に添付すべき証明、及び証拠は次のとおりとする。海外飛行の場合、飛行当該国NACが定めた飛行証明様式がある場合はこれを原則受け入れる。様式設定が無い場合、および飛行当該国にNACが存在しない場合、機長は立会いを依頼した公式立会人に、セクション3を満足する飛行証明書を作成させ、JAAに提出する。

#### 4.7.1 FAI国際滑空記章記録適合証明書 (様式2, 表の下段)

海外飛行の場合、飛行当該国NACが発行の飛行証明書を審査し、課題飛行を達成したと判断した場合、JAA航空スポーツ室長名で適合証明にサインし、当該飛行証明カードを添付することにより、公式立会人の適合証明とする。

#### 4.7.2 下記諸事項が記入された飛行証明書(様式2, 裏面)または飛行当該国NACが発行した飛行証明書

(1) 飛行機/ウインチ曳航出発証明書 (様式2, 裏左上)

(2) 着陸証明書 (様式2, 裏左下)

(3) 出発点/旋回点/目的地証明書 (様式2, 裏右上)

宣言書の撮影が出来ない場合、公式立会人は、飛行前に挑戦者に宣言書を記入させること。(リモート出発点・到着点、旋回点、目的地を宣言した場合に記入)

(4) 目的地到着証明欄(様式2, 裏右上)----- (3)と同じ欄の最後の2行。

目的地宣言を行った場合、公式立会人は宣言通りの飛行を確認出来た場合署名する。

(5)ロス・オブ・ハイト計算書 (様式2, 裏右下)

(スタートポイント高度とフィニッシュポイント高度差が1,000m以上の場合記入)

#### 4.7.3 当該飛行を証明するもの

自記高度計(バログラフ)記録証明書やGNSS Flight Recordersのigcデータファイル。

ただし、滞空時間については、公式立会人の監視のもとに実施する場合は不要とする。

#### 4.7.4 大圏コース距離計算書(距離飛行を達成した場合のみ)

距離の算出は、FAIにて配布されている計算プログラム(WGS84楕円体)を使用して行なう。なお、計算結果を印字した用紙を添付すること。

また、プログラムは以下のFAI Web「World Distance Calculator」にて入手が可能である。

(Webアドレス)<https://www.fai.org/page/world-distance-calculator>

#### 4.7.5 当該飛行について、飛行を宣言したもの

飛行前にGNSS Flight Recordersへの宣言、ないしは紙面で記載したもの、ないしは電子メール等で電子的に宣言したものとする。

FAI国際滑空委員会(IGC)が認定したGNSS Flight Recordersのデータをダウンロードしたigcデータファイル。なお、IGCが認定した最新版のGNSS Flight Recordersは以下にて確認できる。

(Webアドレス)[http://www.ukiws.demon.co.uk/GFAC/igc\\_approved\\_frs.pdf](http://www.ukiws.demon.co.uk/GFAC/igc_approved_frs.pdf)

(検索:IGC Approvals for GNSS Flight Recorders )

## 5. 国際滑空記章の交付

- 5.1 国際滑空記章の申請者は、本規定4. 5項に基づき交付された飛行成績証明書の内容がセクション3に定める達成課目に該当することを確認のうえ、国際滑空記章申請書(様式3～様式9)に所定事項を記入し、JAA会長へ申請することができる。
- 5.2 JAA会長は、申請書の内容がセクション3に定める成績に該当することを審査のうえ、当該記章交付証明カード(様式10-2)、記章認定証(様式10-1～16)および記章(2. 2に定める)を交付する。記章毎に認定順の管理(登録)番号を付し記録に留める。  
なお、記章(バッジ)の発行は選択性とし、必要に応じて後日の発行(手数料要)も認める。
- 5.3 3ダイヤモンド章ならびに750Km以上章が達成された場合、FAIに報告してFAI登録番号を取得し、JAAが交付する記章の裏面に国内登録番号と併せて当該番号を打刻する。
- 5.4 シングルダイヤモンド章ならびに750Km以上章は、単一飛行課題であるため、飛行成績証明することが記章認定をすることとなる。したがって、飛行成績証明と記章認定は同一登録番号で管理する。国際章取得資格の無いものがこれらの課題飛行を達成した時は、管理番号を付与せずに成績証明し、資格取得時に登録番号を付与する。
- 5.5 シングルダイヤモンド章は、記章認定証のみ交付することが出来る。現有の記章にダイヤモンド加工(有料)をするかどうかは申請者が決定し、加工を希望する場合は、JAAに台となる現有記章を添えて申請する。

## 6. 本規程における各申請書の様式は、次の通りとする。

- 6.1 飛行成績証明申請書 (様式2)  
公式立会人が証明すべき4.7.2に定める各種事項の証明書様式と一葉となっている。
- 6.2 FAI国際滑空記章申請書
  - 6.2.1 銀章 (様式3)
  - 6.2.2 金章 (様式4)
  - 6.2.3 ダイヤモンド距離章 (様式5)
  - 6.2.4 ダイヤモンド目的地章 (様式6)
  - 6.2.5 ダイヤモンド高度章 (様式7)
  - 6.2.6 3ダイヤモンド章 (様式8)
  - 6.2.7 750km以上章 (様式9)

7. 本規程における飛行成績証明書ならびに国際滑空記章認定証の様式は次の通りとする。

- 7.1 飛行成績証明カード (様式1)
- 7.2 記章認定証
  - 7.2.1 銀章 (様式10-1)
  - 7.2.2 金章 (様式11)
  - 7.2.3 ダイヤモンド距離章 (様式12)
  - 7.2.4 ダイヤモンド目的地章 (様式13)
  - 7.2.5 ダイヤモンド高度章 (様式14)
  - 7.2.6 3ダイヤモンド章 (様式15)
  - 7.2.7 750Km以上章 (様式16-1, -2)
  - 7.2.8 記章認定証交付証明カード (様式10-2)

8. 本規程についての申請料(税別、但し飛行成績証明のみ税込)は、次の通りとする。

- 8.1 飛行成績証明カード 1,500円 複数課題項目の個々の課題が達成された場合のみ発行。  
記章に該当する場合は、記章認定証に飛行成績内容を記載する。

8.2 記章認定申請料	認定証と記章(バッジ)	認定証のみ発行の場合
8.2.1 銀章	12,000円	3,000円
8.2.2 金章	15,000円	3,000円
8.2.3 シングルダイヤモンド章		3,000円

(現有の記章にダイヤモンド加工は 2,000円/個)

銅章保有者が課題を達成した場合は、飛行成績証明カードのみ申請(8. 1)し、銀章または金章取得と同時にシングルダイヤモンド章申請を行う。(金/銀章料金に3,000円/ダイヤモンド1個追加となる)。銀章にダイヤモンド加工した後、金章を獲得し、金章にもダイヤモンド加工する場合は、金章料金と上記ダイヤモンド加工費が必要となる。なお、人工ダイヤモンドを使用しているため、銀章に加工したダイヤモンドを再加工することはできない。750Km以上章取得後にシングルダイヤモンド章を申請する場合は、金/銀章取得者の場合と同じとする。3つ目のシングルダイヤモンド章取得者は、8.2.4による。

8.2.4 3ダイヤモンド章	認定証と記章(バッジ)	認定証のみ発行の場合
	27,000円	4,000円
	(ダイヤモンド加工費含む)	(FAI認定証含む)

3つ目のシングルダイヤモンド章を達成した者が申請する3ダイヤモンド記章は、新規製作する(裏面に3ダイヤモンド章の登録番号を打刻するため)。750Km以上章保有者が3ダイヤモンド章申請(27,000円納入)と同時に、750Km以上章に3つ目のダイヤモンド加工も希望する場合はその加工費は免除とする。(なお、750Km以上章の葉環上にダイヤモンド加工は可能であるが、裏面に3ダイヤモンドの取得番号を打刻出来ないため、新たに3ダイヤモンドバッジを購入する必要がある。)台座材料の選定は2.1.6参照。銀章の3ダイヤモンド記章を

保有している者が金章を取得した場合は、金章を購入すると共に取得者の選択により3  
ダイヤモンド台座を金メッキ加工することが出来る。金メッキ加工費は1,000円とする。

8.2.5	750km以上章	認定証と記章(バッジ)	認定証のみ発行の場合
		27,000円	4,000円
		(ダイヤモンド加工費含む)	(FAI認定証含む)

当該記章は対象距離がある都度新規製作となる。台座の色選定は2.1.6参照。銀章の  
750Km以上章を保有している者が金章を取得した場合は、金章を購入すると共に取得  
者の選択により台座に金メッキ加工することが出来る。金メッキ加工費は1,000円とする。  
750Km以上章取得後にシングルダイヤモンド章を取得する時の申請料ならびに加工費  
は8. 2. 3を適用。

## 9. 飛行成績証明カード、国際滑空記章の再交付および後日交付

9.1 飛行成績証明カード、国際滑空記章、及び記章認定証書の再交付および記章の後日交  
付を受けようとする者は、FAI国際滑空記章再交付(後日)申請書(様式17)に所定事項  
を記入し、JAA会長へ申請しなければならない。

9.2 再(後日)交付の申請料は、以下の事例を除き、本規定9項に定める交付申請料と同額と  
する。なお、記章認定証を再発行する場合は、申請者の希望により記章認定証交付証  
明カード(様式10-2)を無償で発行する。

9.2.1 記章(バッジ)の再発行又は後日発行は各記章発行料から、記章認定証発行料を差し引  
いた額に再/後日発行手数料3,000円を加えた額とする。

(例:金章バッジ:金章申請料 15,000円 - 認定証発行料 3,000円 + 再/後日発行  
手数料 3,000円 = 15,000円)

再交付は既得登録番号で行なうが、発行日は再交付日とする。

単一ダイヤモンド章の再発行費は台座記章代金(銀章、金章、750Km以上章)に[5,000  
円×ダイヤの数](5,000円=記章認定書再発行料3,000円+ダイヤ加工費2,000円)  
を加算した申請料とする。

\* 本文表示金額には、消費税が含まれていない。

## 10. 罰 則

10. 1 この規程に違反し、不正な手段により公式立会人の立会いを受け、飛行を行った者は、その  
証明を無効とされ、以後1年間公式立会人に対し、立会いの申請を行うことが出来ない。

10. 2 この規程に違反し、不正な手段により飛行成績証明カードまたは国際滑空記章の交付を受け  
た者は、当該資格認定を取消され、かつ当該記章等を速やかにJAA会長に返納するとともに、  
認定日以後4年間以上国際滑空記章の申請を行うことが出来ない。

## 11. 計測機材と精度確認

- 11.1 滞空時間飛行の計測に使用する時計は、時、分、秒の時刻を明示できるものであること。精度確認のため、飛行前および飛行後3時間以内に標準時と照合しなければならない。但し、GNSS Flight Recordersによる時間データは、上記精度確認を要せず、有効である。
- 11.2 獲得高度飛行、及び距離飛行に使用する自記高度記録計(バログラフ)や、GNSS Flight Recordersを使用することとする。但し、GNSS Flight Recordersは、IGCが定めるもの、もしくは2010年3月以前にJAAの認定・登録を受けたもの、及びJAA会長が承認したものを使用すること。  
使用する機材は、公的機関が認定する検査機関、当該機材のメーカー、または2010年3月以前にJAA会長が承認した機関で検定を受けていなければならない。ただし、海外における飛行の場合は、飛行当該国のNACが承認した機材を使用すること。
- 11.3 獲得高度証明に使用する自記高度記録計(バログラフ)は、当該飛行の1年以内(GNSS-Flight Recordersでは5年前)に検査を受けなければならない。または飛行後、1ヶ月以内(GNSS Flight Recordersでは2ヶ月)に検定を受けなければならない。
- 11.4 公式立会人は、飛行で使用する機材の精度保持やその運用について、正しく行なわれていることを確認しなければならない。

以上

付則 本規程は2019(H31)年1月1日から発効とする。

## 改定履歴

改定1:1994(H6)年3月 31日	
改定2:2000(H12)年3月 31日	1,000Km章交付料変更(-25000)、消費税額表示の変更など
改定3:2002(H14)年3月 31日	1,000Km以上章、記章取得のための条件(第3項)の記載など
改定4:2004(H16)年3月 31日	国外で達成した飛行成績証明の申請期限など
改定5:2005(H17)年3月 31日	3ダイヤ章交付料変更(+2000)など
改定6:2006(H18)年3月 31日	750Km章の設定など
改定7:2010(H22)年3月 31日	記章(バッジ)の発行を選択制とする、成績証明書の廃止、自記高度計の型式認定を廃止しFAI規程によるなど
改定8:2013(H25)年10月1日	獲得高度証明に関する当該飛行前の検定期間を電子式自記高度計の場合5年前に変更
改訂9:2019(H31)年1月1日	記章のデザイン変更、距離ペナルティをロス・オブ・ハイトに変更、750m以上章の取扱い変更など